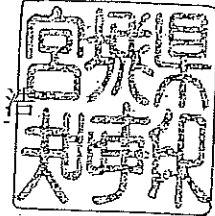


諮詢 甲 43 号

税 第 149 号
令和元年10月16日

宮城県個人情報保護審査会
会長 米谷 康 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



特定個人情報保護評価の第三者点検について (諮問)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)第27条の規定により特定個人情報保護評価を実施するに当たり、「特定個人情報保護評価に関する規則」(平成26年4月18日)及び「特定個人情報保護評価指針」(平成26年4月20日)に基づく第三者点検を「宮城県個人情報保護条例」(平成8年宮城県条例第27号)第46条の規定により、別紙のとおり諮問します。



【担 当】

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1
宮城県総務部税務課システム管理班 加藤
電 話 : 022-211-2328
FAX : 022-211-2396
e-mail : zeimum@pref.miyagi.lg.jp

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮城県は、税務総合管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・宮城県は県税の賦課徴収を行うために「税務総合管理システム」を使用している。
- ・税務総合管理システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を作成し、外部委託業者に周知している。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者を限定、追跡調査のためコンピュータの使用記録を保存、照会範囲を限定している。また、端末PCはグループポリシーの設定でシステム管理者以外は電子記録媒体等の使用を制限するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税及び特別法人事業税に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>○地方税法その他の地方税に関する法律、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による賦課徴収又は調査（犯罪事件の調査含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等) 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 納税者のあて名情報（基本あて名、税目別あて名、課税別あて名）の管理を行うあて名管理業務 <p>※納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により、申告書等の確認を行う。 ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ④①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑤①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 ⑦納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑧納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑨⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑩納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑪督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。 <p>(※詳細は、「(別添1) 事務の内容」を参照)</p>						
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

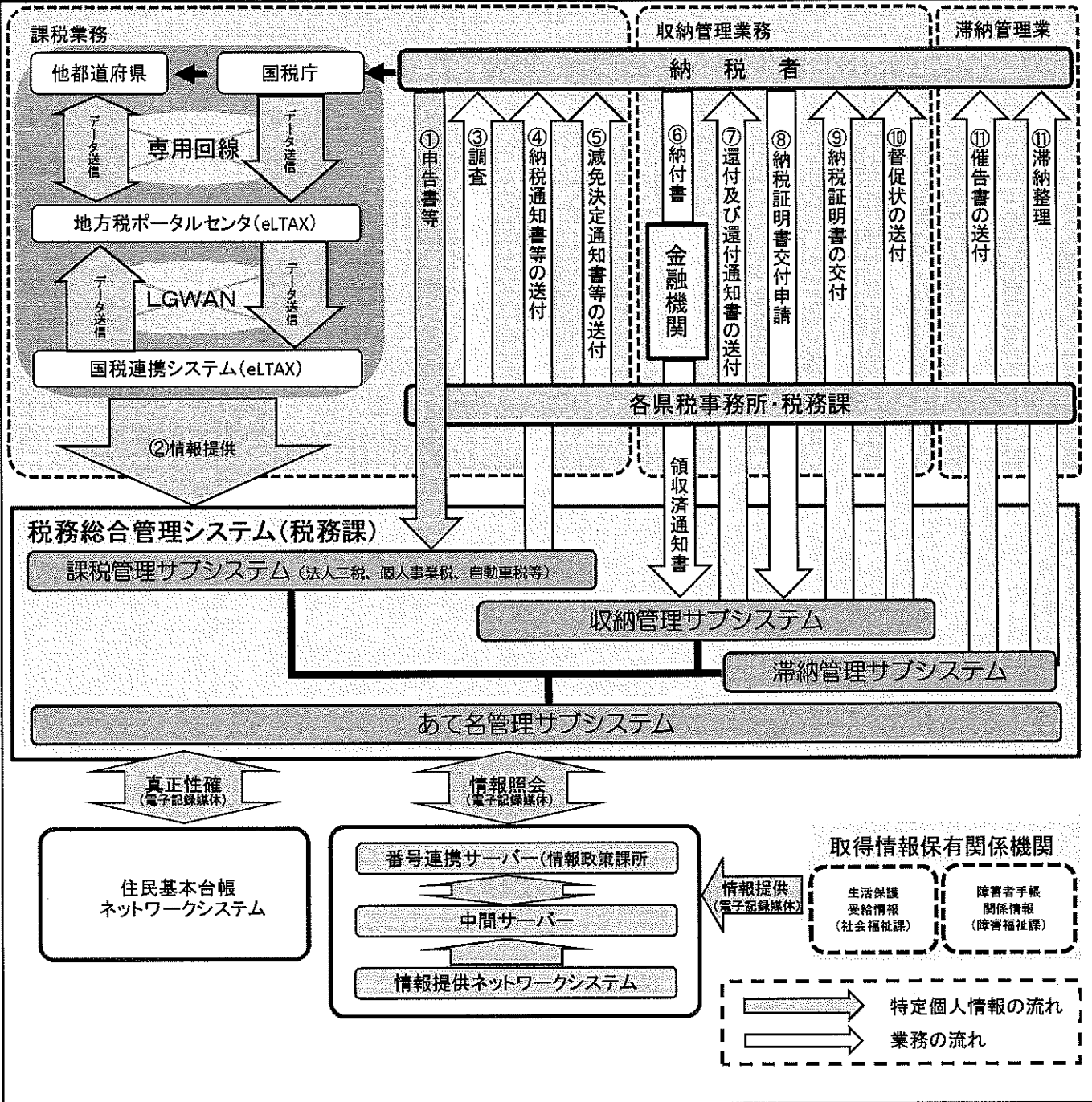
システム1	
①システムの名称	税務総合管理システム
②システムの機能	<p>○地方税法その他の地方税に関する法律、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する電算処理</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 課税管理サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。 (2) 収納管理サブシステム 収納、還付、充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。 (3) 滞納管理サブシステム 催告書送付や納税者単位の滞納状況及び財産、折衝記録等の滞納管理業務を行う。 (4) あて名管理サブシステム 納税者のあて名情報の管理業務を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (電子記録媒体を通じ他のシステムと連携、他のシステムと直接は接続していない。)</p>

システム2～5

システム2	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能：番号連携サーバーにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能：中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能。</p> <p>4. 既存システム連携機能：既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>（※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能：情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。</p> <p>2. 情報照会側機能：他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領（照会した情報の受領）を実施するための機能。</p> <p>3. 情報提供側機能：他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報を提供するための機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能：既存システムとの間で情報照会、情報提供の内容について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供記録管理機能：特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し、管理するための機能。</p> <p>6. 情報提供データベース機能：情報提供データベースを更新・管理するための機能。</p> <p>7. データ送受信機能：情報照会、情報提供、情報提供記録、プレフィックス情報等に関するデータを送受信するための機能。</p> <p>8. 庁内情報連携機能：各情報システム要求に応じて、必要なデータを情報システムに対して送信する機能。端末からの要求に応じて、統合宛名システムと連携し必要なデータを表示する機能。</p> <p>9. セキュリティ管理機能：暗号化／復号、鍵管理等のセキュリティ管理を実現するための機能。</p> <p>10. 職員認証・権限管理機能：認証基盤と連携し、職員認証を実現する機能。</p> <p>11. システム管理機能：時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（番号連携サーバー）</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
税務総合管理システムデータベースファイル, 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ○県税の公平・公正な課税, 徴収事務の効率化 ・個人の特定, 個人のあて名の突合を効率化するため。 ・障害者関係情報, 生活保護関係情報により県税の減免事務を効率化するため。 ・個人事業税では, 国税連携システムから個人番号付きの所得税申告書等の税務関係書類を受信(收受)することとなり, 受信(收受)した所得税申告書情報は, 原本として保存することとなるため, 特定個人情報ファイルを保有することとなる。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○県税の公平・公正な課税, 納税者の利便性向上 ・個人の特定, 個人のあて名の突合の正確性の向上により, 県税の公平・公正な課税につながる。 ・障害者関係情報により, 県税の減免を受ける際に障害者手帳等の提示の必要がなくなり, 利便性が向上する。 ・生活保護関係情報により, 県税の減免を受ける際に生活保護受給情報の提示の必要がなくなり, 利便性が向上する。 ・個人事業税では, 所得税申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになり, 所得把握の正確性が向上し, 適正・公正な課税に資するものと期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一の16の項及び89の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条、第64条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の28の項 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮城県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ②関係機関等からの情報により、申請書等の確認を行う。
- ③必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ④①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑦納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑧納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑨⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合管理システムデータベースファイル, 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課, 徴収を目的としているため, 必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2. 基本4情報及び連絡先: ①賦課決定に際し課税要件を確認するため, ②納税通知書等の送付先を確認するため, ③本人への連絡等のため 3. 業務関連情報(国税・地方税関係情報): 国税・他自治体への情報連携のため保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	宮城県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (情報政策課, 社会福祉課, 障害福祉課, 市町村課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁, 税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他の都道府県, 市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務(毎年) ・個人事業税の定期課税に関する事務「毎月1回」 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務(随時) ・申告及び届出時「申告等を受け付けた都度」 ・納税者の特定時「事務上, 納税者の特定が必要な都度」	
④入手に係る妥当性	<input type="checkbox"/> 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため, 税務署(国税庁)から国税連携システムを経由して, 電子記録媒体により税務システムへ前年分所得税確定申告書の情報を毎月1回, 計12回入手している。 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出等については, まず本人からの紙ベースの申告書及び届出書等を原則としており, これを受け付けることにより, 課税事務等に必要な情報を随時入手する。 ・その後, 必要に応じて, 納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報の正確性確認を行うため, 市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を随時行う。 ・申告及び届出に関する事務のその後の事務として, 県税の減免事務等があり, これについても本人からの申請を前提とするが, 本人の申請に係る負担を軽減するため, 減免事務に必要な情報を, 市町村又は庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムを通じて随時入手する。	
⑤本人への明示	本人から入手する情報については, 利用目的を本人に明示する。ただし, 地方税法等で定められた情報については, その限りではない。また, 他の機関及び庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているとともに, 窓口対応する場合は本人に口頭で説明を行う。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課, 徴収事務の効率化	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	宮城県総務部税務課, 宮城県内の県税事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>1. 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。</p> <p>2. 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</p> <p>3. 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。</p> <p>4. あて名管理に関する事務 ・納税者のあて名情報の特定や突合を行い、あて名管理業務を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>○1. 課税管理に関する事務 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。</p> <p>○上記1.～3.に係る4. あて名管理に関する事務 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおけるあて名情報と、市町村、庁内他部署及び情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>税の賦課徴収に関する統計や分析については特定の個人を判別しないで行っているため、特定個人情報を用いた統計分析は行わない。</p>
<p>権利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>障害者関係情報等により税の減免を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (3) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税務総合管理システムの保守運用に関する業務
①委託内容	税務総合管理システムの保守運用に関する業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性 税務総合管理システムの開発及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (庁内で管理する部屋を提供)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には宮城県公報及び宮城県公式ウェブサイトにて公表している。
⑥委託先名	みやぎ県税システム開発・運用事業実施企業連合 (日本電気 株式会社 外7社)
再委託	⑦再委託の有無 ※ [<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託先より書面(一部再委託承諾願)を提出させ、再委託に支障がないと判断した場合許諾する。
	⑨再委託事項 税務システムの運用業務の一部

委託事項2～5		
委託事項2	自動車税種別割及び自動車税環境性能割申告書受付等業務	
①委託内容	自動車税種別割及び自動車税環境性能割申告書の受付や記載内容の定型的な審査等の窓口業務等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る納税者
	その妥当性	自動車税種別割申告書の受付や記載内容の定型的な審査等の窓口業務等を委託しており、自動車税種別割及び環境性能割の公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (執務室内で税務システムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には宮城県公式ウェブサイトにて公表している。	
⑥委託先名	一般社団法人 宮城県自動車会議所	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託先より書面(一部再委託承認申請)を提出させ、再委託に支障がないと判断した場合許諾する。
	⑨再委託事項	自動車税種別割及び自動車税環境性能割申告書受付等業務のデータ入力業務の一部

委託事項3		軽自動車税環境性能割申告書受付等業務
①委託内容		軽自動車税環境性能割申告書の受付や記載内容の定型的な審査等の窓口業務等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	軽自動車税環境性能割申告書の受付や記載内容の定型的な審査等の窓口業務等を委託しており、公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (受付業務のみを委託しており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には宮城県公式ウェブサイトにて公表している。
⑥委託先名		一般社団法人 全国軽自動車協会連合会宮城事務所
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	・入室許可証(カード)及びパスワードで入退室管理(※)をしているサーバ室の中に設置したサーバ内に保管する。サーバラックは常に施錠し、サーバ・ストレージへの接触は不可としている。また、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ※サーバ室内への入室権限を持つ者を必要最小限に限定し、入室許可証によりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行っている。また、サーバ室への入退室は監視カメラで録画している。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	県税の賦課、徴収に関する時効期間に対応するため、過去の記録を保存する必要がある。
③消去方法	・申請書及び届出書等の紙媒体については、機密文書廃棄専門業者による裁断処理を行う。 ・バックアップデータ等については、外部記録媒体(CD、DVD等)専用のシュレッダーで裁断処理を行う。 ・システムで保持している申告データ等については、税務総合管理システムに実装しているデータ消去プログラムを利用して、定期的に消去する。	
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

< 税務総合管理システムデータベースファイル >

1. 納税者番号, 2. 個人番号, 3. 履歴連番, 4. 氏名(漢字), 5. 氏名(カナ), 6. 第2氏名有無, 7. 第2氏名(漢字), 8. 第2氏名(カナ), 9. 補記区分, 10. 組織区分, 11. 前後区分, 12. 代表者名, 13. 代表者区分, 14. 住所コード, 15. 通り名入力, 16. 通り名, 17. 番地, 18. 方書, 19. 郵便番号, 20. 個人法人等区分, 21. 統合元番号, 22. 性別, 23. 生年月日, 24. 電話番号1, 25. 電話番号2, 26. 状態区分, 27. 異動日, 28. 公簿調査日, 29. 注意コード, 30. 備考, 31. 送付先区分, 32. 漢字氏名(左詰め), 33. カナ氏名(左詰め), 34. 第2漢字氏名(左詰め), 35. 第2カナ氏名(左詰め), 36. 住所(左詰め), 37. 番地(左詰め), 38. 方書(左詰め), 39. 履歴連番(新), 40. 履歴連番(旧), 41. 更新事務所コード, 42. 更新者事務所, 43. 更新者, 44. 更新者名, 45. 更新理由コード, 46. 国籍コード, 47. 登録日, 48. 更新日, 49. 更新時間

< 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル >

1. 局番号, 2. 国税番号, 3. 利用者識別番号, 4. 所得年, 5. 連番, 6. 課税番号, 7. 突合状況, 8. 住所突合状況, 9. 処理状況, 10. 管理事務所1, 11. 管理事務所2, 12. 管理事務所3, 13. 管理事務所4, 14. 課税異動事由コード, 15. 納税地住所コード, 16. 事業所所在の住所コード, 17. 個人事業税対象フラグ, 18. 受付番号, 19. 異動年月日, 20. 台帳番号, 21. 性別, 22. 生年月日, 23. 確定申告書第2表フラグ, 24. ファイル種別, 25. バッチ番号, 26. 取込区分, 27. 正確事実発生日, 28. 申告区分, 29. 団体確認用コード, 30. 国税異動日, 31. 課税すべき年度, 32. データ連絡作成年月日, 33. 漢字氏名, 34. 清音後漢字氏名, 35. カナ氏名, 36. 清音後カナ氏名, 37. 屋号名称, 38. 住所地郵便番号, 39. 住所地, 40. 事業所等郵便番号, 41. 事業所等所在地, 42. 青色区分, 43. 職業, 44. 納税者電話番号, 45. 営業等収入金額, 46. 不動産収入金額, 47. 給与収入金額, 48. 総合譲渡短期収入金額, 49. 総合譲渡長期収入金額, 50. 小規模企業共済等掛金控除, 51. 営業等所得金額, 52. 不動産所得金額, 53. 総合譲渡一時所得金額, 54. 所得金額合計, 55. 差引所得税額, 56. 専従者給与合計額, 57. 青色申告特別控除額, 58. 繰越損失額, 59. 所得から差し引かれる金額合計, 60. 事業専従者続柄1, 61. 専従者給与額1, 62. 事業専従者続柄2, 63. 専従者給与額2, 64. 事業専従者続柄3, 65. 専従者給与額3, 66. 配当雑譲渡一時所得合計額, 67. 専従者給与, 68. 非課税番号, 69. 非課税所得, 70. 損益通算特例前不動産所得, 71. 不動産青色申告特別控除, 72. 譲渡損失等, 73. 開廃業区分, 74. 開廃業日, 75. 他県事務所有無, 76. 税理士氏名, 77. 税理士電話番号, 78. ファイル名, 79. 取込日, 80. 更新日, 81. 更新時間

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合管理システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づいて提出される申告書は、納税者本人が記載して提出するものであり、当該申告書においては、当該納税者の情報しか入手することができない。 ・他の機関からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、他の機関より必要な情報の提供を受ける旨の規定がなされており、法令で定める場合以外の入手を行わない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が地方税法の規定に基づき、申告書等を提出する場合、法令等により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。 ・他の機関からは、必要な情報しか提供されない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①代理権を番号法施行規則第6条の規定に基づき、戸籍謄本等又は委任状等により確認する。②代理人の身元(実存)を同第7条の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の写し等により確認する。③本人の個人番号を同第8条の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カード又はその写し等により確認する。また、代理人が税理士である場合においては、同第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合 ①代理権を番号法施行規則第6条の規定に基づき、戸籍謄本等又は委任状等により確認する。②代理人の身元(実存)を同第7条の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の写し等により確認する。③本人の個人番号を同第8条の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カード又はその写し等により確認する。また、代理人が税理士である場合においては、同第9条第2項等の規定に基づき、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等に基づいて宮城県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付していただく。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	番号連携サーバーにおいては、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務総合管理システムには、税務に関係のない情報を保有しない。 ・税務総合管理システムは、庁内において、電子記録媒体を通じ、番号連携サーバー及び中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、中間サーバーへの障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合の処理に限られるよう制限する。
その他の措置の内容	・税務総合管理システムの利用については、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)を行い、利用者を限定している。 ・税務総合管理システム上の設定で電子記録媒体等の利用を制限しており、外部に情報を持ち出せないようにしている。 ・税務総合管理システムのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、定期的にパスワードを変更している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・税務総合管理システムの端末の固定IPアドレスからファイアウォールによるアクセス制御を行っており、税務総合管理システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザID及びパスワードによるユーザ認証を行っている。 ・ユーザIDのログ情報を保管して、管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID及びパスワードの発行管理 ・所属(税務課・県税事務所)別及び業務(担当班)別にアクセス権限を管理している。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ③税務総合管理システムにおいては毎年、人事異動時に全職員のアクセス権限を確認している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限に応じたアクセス権限が付与されるよう管理している。 ・不正アクセスを分析するため運用管理サーバにアプリケーションの操作履歴、IPアドレス、コンピュータ名等の記録を取得し、保管する。

特定個人情報の使用の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 ・税務総合管理システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、ログ記録は7年間保管する。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセスがないことを確認する。 	
その他の措置の内容	<p>端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー・ログオフが設定されている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務外利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、税務総合管理システムの運営・管理規程及び事務取扱要領を策定しセキュリティ対策について職員に周知している。また、研修時にも指導・教育している。 ・税務総合管理システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務外利用の禁止等や業務情報の漏えい等について、税務総合管理システムの運営・管理規程及び事務取扱要領を策定しセキュリティ対策について職員に周知している。また、研修時にも指導・教育している。 ・税務総合管理システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。また、前記の職責に応じてアクセスできる情報を制限している。 	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、先方の個人情報適正管理体制等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等) 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[<input type="checkbox"/> 制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にしている。(あて名サブシステム及び業務管理グループのみ) ・閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・作業員については、委託業者から名簿を提出させ確認している。 	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者から定例会議開催時にセキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともにその報告記録を書面として残す。 ・システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、電子記録媒体授受の取扱記録を1年以上保持する。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約上、委託先は宮城県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は宮城県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。 ・上記のルールが遵守されているか確認するため委託先から管理状況を毎月、書面で報告を受ける。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報等を提供する際は所定の授受簿に記録し、委託元と委託先双方でこれを確認のうえ特定個人情報等の授受を行う。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約上、委託先は宮城県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は宮城県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。 ・上記のルールが遵守されているか確認するため委託先から管理状況を毎月、書面で報告を受ける。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の漏洩、毀損及び滅失の防止等 ・従事者への周知等 ・個人情報の資料の返還等 ・個人情報の複写又は複製の禁止 ・個人情報の運搬 ・再委託の原則禁止 ・実地調査 ・指示及び報告等 ・個人情報に関する取扱い要領等の作成 ・事故発生時における報告 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	一部再委託の承諾条件として委託先と再委託先の間で個人情報保護を含む守秘義務等に関する契約書及び情報セキュリティに関する覚書を締結させている。また、その中で再委託先からの更なる再委託に関しては禁止する旨を明記させている。	
その他の措置の内容	システムによる特定個人情報ファイルの取扱い記録(アクセスログ)や、電子記録媒体授受の取扱記録を残す。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><税務総合管理システムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。</p> <p><番号連携サーバーにおける措置> ①税務総合管理システムから中間サーバーあての情報照会要求を行う際には、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで担保している。 ②中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ③情報照会結果を表示する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><番号連携サーバーにおける措置> ①宮城県の間接サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信回線を他団体の通信と分離するとともに、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することで安全性を確保している。 ②番号連携サーバーと税務総合管理システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで安全性を確保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務総合管理システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報について、税務総合管理システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告時には、その都度、届出などの内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <p><番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーから税務総合管理システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、税務総合管理システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携サーバーにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①宮城県の間接サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信回線を他団体の通信と分離するとともに、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②番号連携サーバーと業務システム間を物理的に分離し、アクセスを行えないようにすることで漏えい・紛失のリスクに対応している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっており、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に入力している 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <税務総合管理システムにおける措置> ①税務総合管理システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない <税務総合管理システムにおける措置> ①税務総合管理システムはログインパスワードによる認証を必要としている。また、利用するパソコンは、グループポリシーにより外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化している。 ②税務総合管理システムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認のうえ、更新されない場合は、手動更新を行うとともに、自動更新されない原因を特定し、自動更新されるよう修正している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容	-	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムで確認のうえ消去。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断処理を行う。データか紙かを問わず、保管を行い、保管期間の過ぎたバックアップも消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>①サーバ、端末機器(PC)、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしている。</p> <p>②廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残している。</p> <p>③コンピュータ、外部記憶媒体(バックアップ媒体も含む)及び記憶装置を有するプリンター等の周辺装置の廃棄、保管転換又はリース返却時は、次のとおり対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記憶装置又は記憶媒体を廃棄する場合は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるよう措置する。 ・業者委託する場合は、記憶装置(媒体)の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出させる。 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><宮城県における措置> 年1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、評価書の記載内容通りの運用がなされていることに係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><地方税共同機構(国税連携システム)における措置> 国税連携受信システムにあつては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><宮城県における措置> ①情報セキュリティ内部監査 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点に自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p>②包括外部監査 民間機関等より調達する外部監査事業者による監査を実施し監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><地方税共同機構(国税連携システム)における措置> 国税連携システムについては、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンターについては、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><宮城県における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。 ③違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><地方税共同機構(国税連携システム)における措置> 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 総務部県政情報・文書課内(県庁舎地下1階) 県政情報センター TEL 022-211-2263 FAX 022-211-2294
②請求方法	宮城県個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料額: 請求・閲覧については無料。写しの交付等に要する費用(10円/枚(白黒))・納付方法: 現金)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報取扱事務登録簿
公表場所	総務部税務課、県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー、大崎地方県政情報コーナー、栗原地方県政情報コーナー、登米地方県政情報コーナー、石巻地方県政情報コーナー、気仙沼地方県政情報コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	宮城県総務部税務課システム管理班 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 TEL 022-211-2328
②対応方法	問い合わせを受けた際には、対応内容について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年5月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	郵便、ファクシミリ、電子メールによる意見聴取
②実施日・期間	令和1年8月22日(木)～令和1年9月20日(金):30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	該当なし
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日		項目		変更前の記載		変更後の記載		提出時期に係る説明	
平成29年8月8日	II ファイルの概要(2) ⑤保有開始日	平成29年1月予定	平成29年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合管理システムの利用については、端末PCをユーザID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定している。 ・税務総合管理システム上の設定で電子記録媒体等の利用を制限しており、外部に情報を持ち出せないようにしている。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、定期的にパスワードを変更している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合管理システムの利用については、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)を行い、利用者を限定している。 ・税務総合管理システム上の設定で電子記録媒体等の利用を制限しており、外部に情報を持ち出せないようにしている。 ・税務総合管理システムのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。 	事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(リスクを軽減させるための措置)</p>	
平成29年8月8日	III-3-リスク1 その他の措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの利用については、端末PCをユーザID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定している。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの利用については、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)を行い、利用者を限定している。 ・国税連携システムのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。 	事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(リスクを軽減させるための措置)</p>	
平成29年8月8日	III(2)-3-リスク1 その他の措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの利用については、端末PCをユーザID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定している。 ・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システムの利用については、二要素認証(生体認証とID・パスワードによる確認)を行い、利用者を限定している。 ・国税連携システムのパスワードについては、8桁以上、英数字と記号を組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。 	事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(リスクを軽減させるための措置)</p>	
平成29年8月8日	IV 1.基礎項目評価 ①実施日	平成26年11月10日	平成29年4月27日			事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。)</p>	
平成30年11月13日	VI 1.基礎項目評価 ①実施日	平成29年4月27日	平成30年6月29日			事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。)</p>	
平成30年11月13日	I 関連情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 藤崎 行男	税務課長			事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。)</p>	
平成31年6月24日	I-2-システム4-③他のシステムとの接続	[O]宛名システム等	[]宛名システム等			事後	事後	<p>重要な変更に当たらない(変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。)(記載誤りの修正)</p>	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年6月24日	I-2-システム5-②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	I-2-システム5-③他のシステムとの接続	[○]その他(※税務システムとは電子記録媒体で連携)	[○]その他(地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。(記載誤りの修正)
平成31年6月24日	II-2-④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	[100項目以上]	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。(記載誤りの修正)
平成31年6月24日	II-4-④委託先への特定個人情報提供方法	[○]専用線 []その他()	[]専用線 [○]その他(庁内で管理する部屋を提供)	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	III-6情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。(記載誤りの修正)
平成31年6月24日	III-7-9過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報にか に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	IV-1-①自己点検-具体的なチェック方法	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	IV-1-②監査-具体的な内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	IV-2-従業員に対する教育・啓発-具体的な方法	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。
平成31年6月24日	VI.1.基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月29日	令和元年5月10日	事後	重要な変更にとつて、事前に提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年10月1日	I-1-①特定個人情報情報ファイルを取り扱う事務	地方税及びひ地方人特別税に関する事務	地方税及びひ特別法人事業税に関する事務	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(法令改正による文言修正)
平成31年10月1日	I-1-②事務の内容	○地方税法その他の地方税に関する法律及びひ地方人特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例による地方税及びひ地方人特別税の賦課徴収又は地方税及びひ地方人特別税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	○地方税法その他の地方税に関する法律、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による賦課徴収又は調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(法令改正による文言修正)
平成31年10月1日	I-2-システム1-②システムの機能	○地方税法その他の地方税に関する法律及びひ地方人特別税等に関する暫定措置法並びにこれらの法律に基づく条例による地方税及びひ地方人特別税の賦課徴収に関する電算処理	○地方税法その他の地方税に関する法律、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律並びにこれらの法律に基づく条例による賦課徴収に関する電算処理	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(法令改正による文言修正)
平成31年10月1日	II-4-委託の有無	2件	3件	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載誤りの修正)
平成31年10月1日	II-4-委託事項2	・自動車取得税 ・自動車税	・自動車税環境性能割 ・自動車税種別割	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(法令改正による文言修正)
平成31年10月1日	II-4-委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	執務室内で税務システムを操作させており、委託先に特定個人情報提供をすることはしない。	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載誤りの修正)
平成31年10月1日	II-4-委託事項3	記載なし	軽自動車税環境性能割受付等業務	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4-委託事項3-①委託内容	記載なし	軽自動車税環境性能割申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年10月1日	II-4委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの一部	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	記載なし	100万人以上1,000万人未満	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	記載なし	軽自動車税環境性能割に係る納税者	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	記載なし	軽自動車税環境性能割申告書の受付や記載内容の定型的な審査、データ入力等の窓口業務等を委託しており、公平・公正な賦課、徴収を目的として、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-③委託先における取扱者数	記載なし	10人未満	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	【○】その他(受付業務のみを委託しており、委託先に特定個人情報提供することはない。)	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-⑤	記載なし	委託先が決定した際には宮城県公式ウェブサイトにて公表している。	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)
平成31年10月1日	II-4委託事項3-⑥委託先名	記載なし	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会宮城事務所	事後	重要な変更にあたらない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)

変更日		項目		変更前の記載		変更後の記載		提出時期		提出時期に係る説明	
平成31年10月1日	II-4委託事項3-再委託-⑦再委託の有無	記載なし	再委託しない					事後	重要な変更にとならない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)		
平成31年10月1日	III-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしている。					事後	重要な変更にとならない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。(記載漏れの修正)		
平成31年10月1日	V 開示請求、問合せ 1 得手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①	県政情報公開室内	県政情報・文書課内					事後	重要な変更にとならない変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない。		

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価 点検表

【凡例】 () 数字：審査の観点(指針第10(2))

○数字：審査の観点における主な考慮事項

数字：審査の観点における主な考慮事項(細目)

【表紙】

適否：適当である…○ 不十分である…△ 問題がある…× 該当なし…ー

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバリエーション点検結果(参考)
(1) しきい値判断に誤りはないか。			全体			○
(2) 適切な実施主体が実施しているか。			全体			○
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。			全体			○
(4) 適切な時期に実施しているか。			全体			○
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。			全体			○
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。			全体			○
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。			全体			○
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。			P 2 1 ～ P 4 0			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	74. 特定個人情報が不正に集約されていないかどうか具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護の目的に照らし、妥当なものか。	表紙			○
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。			表紙			○

【P3～P8】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITDババ-点検結果(参考)
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P 3 1-②			○
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P 3～ P 5 2-②			○
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P 3～ P 5 2-③			○
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。	P 6 4-①			○
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P 6 4-②			○
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P 7～ P 8 別添 1			○

【P9～P29】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバイ-点検結果(参考)
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P9, P15 2-③			○
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P9, P15 2-④			○
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P10, P16 3-④			○
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P10, P16 3-⑤			○
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P10, P16 3-⑥			○
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P10, P16 3-⑧			○
		14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P10, P16 3-⑧			-
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P10, P16 3-⑧			-
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P11, P12, P17 4-②			○
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P11, P12, P17 4-⑤			○
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P11, P12, P17 4-⑧			○
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P13, P18 5-②			-
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P13, P18 5-②			-

【P21, P30~32】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITP評価点検結果(参考)
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P30 リスク 1			○
		<p>25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P30 リスク 1			○
		<p>26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P30 リスク 2			○
		<p>27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P31 リスク 3			○
		<p>28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いがないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P31 リスク 3			○
		<p>29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P31 リスク 3			○
		<p>30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P21, P32 リスク 4			○
		<p>31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P21, P32 その他のリスク			—

【P22、P32～33】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバイパス点検結果(参考)
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	④特定個人情報 の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P32 リスク1			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P32 リスク1			○
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P32 リスク2			○
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P32 リスク2			○
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P32～ P33 リスク2			○
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P33 リスク2			○
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P33 リスク3			○
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22, P33 リスク4			○
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P22, P33 その他の リスク			—

【P23, P34~35】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバイ-点検結果(参考)
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	<p>⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P34 情報管理体制			○
		<p>42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P34 閲覧者の制限			○
		<p>43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P34 記録			○
		<p>44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P34 提供ルール			○
		<p>45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P35 消去ルール			○
		<p>46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P35 委託契約書中の規定			○
		<p>47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P23, P35 再委託			○
		<p>48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。</p>	P23, P35 その他のリスク			—

【P24, P35~P36】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	IT/P36点検結果(参考)
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P24, P35 リスク1			—
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P24, P36 リスク1			—
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P24, P36 リスク2			—
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P24, P36 リスク3			—
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P24, P36 その他のリスク			—

【P25～27, P37】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバ付点検結果(参考)
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P25, P37 リスク 1			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P25, P37 リスク 2			○
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P25, P37 リスク 3			○
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P26, P37 リスク 4			○
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P26, P37 リスク 5			—
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P27, P37 リスク 6			—
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P27, P37 リスク 7			—
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P27, P37 その他のリスク			○

【P28~29, P38~39】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバザ-点検結果(参考)
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P28, P38 リスク1 -⑤			○
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P28, P38 リスク1 -⑥			○
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P28, P38 リスク1 -⑨			-
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P28, P39 リスク1 -⑨			-
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P28, P39 リスク1 -⑩			○
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P29, P39 リスク2			○
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P29, P39 リスク3			○
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P29, P39 その他のリスク			-

【P40】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバイ-点検結果(参考)
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P40 1-①			○
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P40 1-②			○
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対する教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P40 2			○

【P42】

点検項目	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	備考	ITPバイ-点検結果(参考)
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P42 2. ⑤			○

税務システム 特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 質疑一覧

総務部県政情報・文書課情報公開班

TEL:022-211-2270 FAX:022-211-2190

E-mail : infodisc@pref.miyagi.lg.jp

番号	該当箇所	質疑事項
1	全体	リスク軽減の措置：外部業者への委託の際に特記事項を周知していらっしゃるようですがその周知度を、レベルをどのように一定に保持しているか確認はいかがでしょうか？
2	全体・リスク管理	内部利用者の使用記録の電子管理なのでしょうか？紙管理なのでしょうか？また、事件後デジタル追跡できるのでしょうか？記憶媒体セット不可でも、外部に送信されると漏れてしまうことはないのでしょうか？
3	Ⅱ－４	委託事項 1 及び同 2 について、「再委託する」となっているが、実際に再委託しているのか、再委託している場合再委託先はどこなのかも確認できるように記載すべき。
4	Ⅲ－４	「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」は、契約書及び覚書に明記しているだけなのか。宮城県又は委託先から再委託先に対する指導・監督は行っていないのか。
5	Ⅲ－５	捜査機関等からの特定個人情報の提供依頼（番号法 19 条 14 号）にも応じない方針という理解でよいか。